

令和8年度 創業者成長支援補助金

長崎市では、創業サポート長崎による特定創業支援等事業を受けたうえで、持続的な経営に向けた事業計画を作成した創業者の方を対象に、販路開拓や経営改善に必要な経費の一部を補助します。

| | | | |
|------------|--|---|--------------|
| 対象者 | 次の要件をすべて満たすもの ・長崎市内で創業予定または創業後5年未満の法人または個人 ・創業サポート長崎による特定創業支援等事業を受け、さらに事業計画を作成したもの | | |
| 対象経費 | 補助対象経費 | 具体例 | |
| | (1) 広報費 | ・チラシ、パンフレット、のぼり、看板等のデザイン、製作費 ・HP作成費 ・広告物掲載料 ・動画作成費 ・マーケティングに要する経費 | |
| | (2) 外部委託費 | ・試作品製造委託費 ・新たな包装パッケージに係るデザイン費 ・新商品開発に伴う成分分析委託費 | |
| | (3) 機械器具借上料 | ・高齢者、乳幼児連れ家族の集客力向上のための高齢者向け椅子、ベビーチェア | |
| | (4) 備品購入費 | ・衛生向上や省スペース化のためのショーケース ・生産販売拡大のための鍋、オーブン、冷凍冷蔵庫 ・新たなサービス提供のための製造、試作機械 ・新商品を陳列するための棚 | |
| | (5) 展示会等出展費 | ・展示会、見本市への出展、商談会への参加費用 | |
| | (6) その他経費 | ・クラウドファンディングの利用に伴う手数料 消費税、地方消費税等、税金に係る部分は対象外です | |
| 補助率 上限額 | 区分 | 補助率 | 補助上限額 |
| | (1) 訪問客還元事業 長崎市外からの訪問客をターゲットとしたサービス向上又は高付加価値化に係る事業 (2) その他事業 (1)に該当する事業以外の事業 | 2分の1 | 50万円 25万円 |
| 募集期間 | 令和8年5月18日(月)～ 令和8年11月30日(月) ※当日消印有効 | | |
| 申請～事業実施まで | (1) 申請準備 ・申請書等の他、創業サポート長崎の支援機関の支援によって作成された最新の「補助事業計画書」を提出いただきます。こちらは各支援機関へご連絡をお願いします。 ・申請には、「特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明書」が必要です。取得までに1か月以上要しますので、補助金の申請をご検討の方は、お早めに支援機関へご相談ください。 (2) 申請・審査・交付決定 ・申請受付後、審査を行い、交付・不交付を決定します。 ・審査の際、申請書の内容について問い合わせることがあります。 ・審査結果は個別に通知します(交付申請書受領後、概ね1か月以内) (3) 事業実施(交付決定日～令和9年2月26日) ・補助金の交付決定後、速やかに事業を開始してください。補助対象事業の内容を変更する場合は、変更の承認を受ける必要があります。 (4) 事業完了後 ・目標期間の終了後、完了報告書に必要な書類を添えて提出してください。 | | |

※詳細な条件や申請方法等については裏面をご覧ください

注意事項

- ・本補助金の交付は、事業者ごとに1回のみです
(過去に本補助金の交付を受けたことがある場合も含まれます)
- ・補助対象経費は、当該事業に必要な経費であって、交付決定日以降に発生した経費のみです
- ・補助対象経費の具体例は一部です 対象になるかどうかは個別にお問い合わせください
- ・PC、タブレット等、汎用性が高く目的外使用になりえるものや原材料、消耗品に要する経費は対象外です

補助対象者 ※事業承継に伴う創業等、対象外となる場合があります

- (1) 交付申請年度の2月末日までに長崎市内で創業を予定している個人または会社
- (2) 長崎市内で創業後、5年未満の個人または会社
※個人の場合には、長崎市内に住所を有する、またはその予定であること
※(2)は申請日時点

上記の(1)(2)のいずれかであって、以下の要件をすべて満たす者

ア 次のいずれかに該当すること

(ア) 市内に住所及び主たる事業所を有する、または当該年度の2月末日までに有する予定の個人※

(イ) 市内に主たる事業所を有する、または当該年度の2月末日までに設立する予定の法人

イ 長崎市の「特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明書」の発行を受けた者

ウ 市税の滞納がないこと

エ 暴力団員でないこと

オ 同様の趣旨の他の補助金等の交付を受けていないこと(国または県によるものを含む)

補助対象事業

創業者が策定した事業計画に基づき実施する事業であって、次のいずれにも該当しないこと

- (1) 宗教的活動または政治的活動を目的とするもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に該当する事業
- (3) フランチャイズまたはこれに類する契約に基づくもの

申請書類

- (1) 補助金等交付申請書
- (2) 長崎市創業者成長支援補助金 補助事業計画書
- (3) 長崎市創業者成長支援補助金に係る事業計画書の確認書
- (4) 補助対象経費が確認できる見積書等の写し
- (5) 市税を滞納していないことの証明書(完納証明書)
- (6) 事業税に未納がないことの証明書(納税証明書)
- (7) 消費税及び地方消費税に未納がないことの証明書(納税証明書)
- (8) 特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明書の写し
- (9) 登記事項証明書(法人の場合 創業前の場合、その旨を申し出たうえで実績報告の際に提出)
- (10) 開業届の写し(個人事業主の場合 創業前の場合、その旨を申し出たうえで実績報告の際に提出)
- (11) 住民票(個人事業主の場合)
- (12) 役員等名簿

■本補助金を申請するためには「特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明書」が必要です■

長崎市の「認定創業支援等事業計画」に基づき、創業サポート長崎の支援機関による継続的な支援(おおむね1か月(4回)以上)を受け、経営・財務・人材育成・販路開拓の4つの知識をすべて習得した創業希望者に対し、市が「特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明書」を発行します。

支援を希望される場合は、まず支援機関へ電話連絡をお願いします。

◇支援機関へ電話連絡

◇おおむね1か月の期間をかけ、4回以上の支援を受け、創業に必要な知識を身につける

◇長崎市から「特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明書」を交付

支援内容等、詳細は「創業サポート長崎」ホームページをご覧ください。

<https://www.city.nagasaki.lg.jp/page/3441.html>

